(c)　供給者と受領者との間の決定によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。

(d)　この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の決定によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

(e)　両締約国政府により合意されるその他の方法

2　1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

(a)　原料物質であって天然に存在するものの探鉱及び採掘

(b)　原子炉（両締約国政府が合意するものに限る。）の設計、建設、運転及び廃止

(c)　核燃料の生産及びそのための設備の製作

(d)　原子力の安全（放射線防護及び環境の監視を含む。）

(e)　核セキュリティ

(f)　使用済燃料及び放射性廃棄物の管理

(g)　放射性同位元素及び放射線の研究及び応用

(h)　この協定の範囲内の分野に関する研究及び開発

(i)　両締約国政府により合意されるその他の分野

3　ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備（この3の規定において、「設備」には、この協定の附属書AのC部に掲げるものを含む。）並びにプルトニウムは、第十四条1の規定に従ってこれらを移転することを可能にするような改正が行われた場合に限り、この協定の下で移転することができる。

第三条

1　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。

2　この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第四条

1　第二条に規定する協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従う。特に、同条1(c)に規定する協力については、それぞれの国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、日本国に関する保障措置協定及びトルコ共和国に関する保障措置協定に従って機関の保障措置が適用されていることを要件とする。

2　前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

(a)　日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。

(b)　トルコ共和国内においては、トルコ共和国に関する保障措置協定の適用を受ける。

3　機関が何らかの理由により2の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない例外的な場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに共同で機関と協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、2に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第五条

1　日本国及びトルコ共和国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。

2　日本国は、千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。トルコ共和国は、同条約の締結の時から同条約に適合するように行動する。

3　両締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備若しくは技術、技術に基づく設備又は回収され又は副産物として生産された核物質が置かれ、又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。

4　両締約国政府は、原子力事故に係る準備及び対応を含む原子力の安全を向上させるため、定期的に両締約国政府間で協議を行うことができる。

第六条

1　この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。

2　この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びトルコ共和国は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。

3　一方の締約国政府は、この協定に基づいて移転される核物質に関係する防護措置の妥当性について検討するため、その移転が行われる前に、他方の締約国政府と協議を行うことができる。また、一方の締約国政府は、回収され又は副産物として生産された核物質に関係する防護措置の妥当性について検討するため、他方の締約国政府と協議を行うことができる。

4　両締約国政府は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。

第七条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、両締約国政府が書面により合意する場合に限り、トルコ共和国の管轄内において、濃縮し、又は再処理することができる。

第九条

1　直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。